

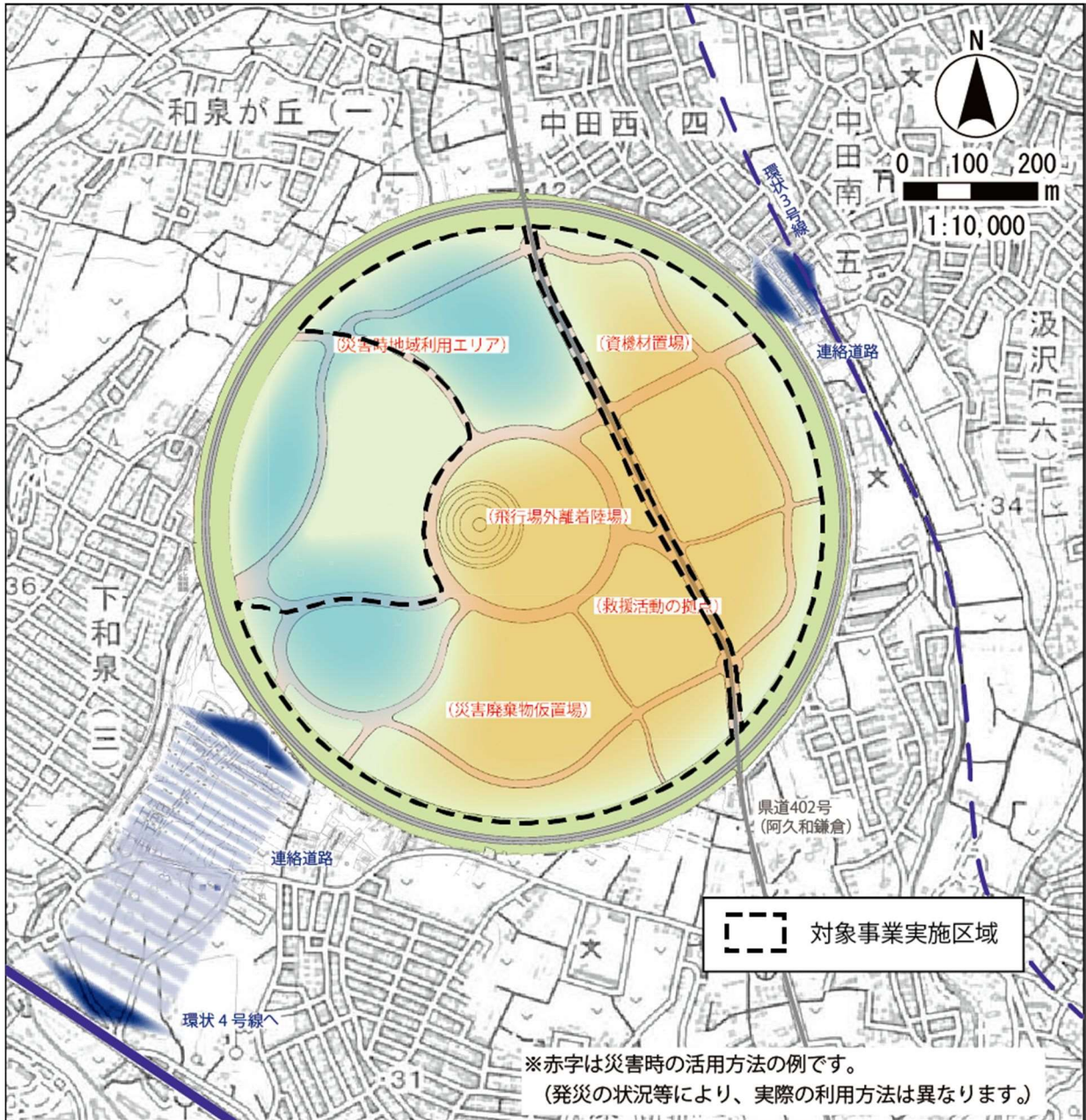
2.4 事業計画の内容（公園整備事業）

2.4.1 施設配置計画

- ・ 広大な敷地を生かして、人と地域を災害から守り、緑豊かな空間の中で健康づくりに寄与する公園とするため、広域かつ地域の防災性向上に貢献するとともに、レクリエーションやイベント、自然とのふれあい、文化活動等の様々な利用の拠点となる広場、施設、及びスポーツ施設の整備を図っていきます。
- ・ 本事業は、災害時に必要な機能を発現させ、平常時に公園としてのサービスを提供することを目的としているため、全面造成を基本としています。
- ・ 災害時の活用方法の例としては、図 2.4.1 に機能、区域を示しています。また、平常時の施設配置計画図は図 2.4.2 に示すとおり、運動広場や野球場等の施設を配置します。施設配置計画は、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）から引用したものです。形質変更区域図は図 2.4.3、切土・盛土の状況は図 2.4.4 に示すとおりです。
- ・ 深谷通信所跡地の中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な草地広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等、周辺地域の方々が発見的に利用しやすい施設を配置します。
- ・ 供用時に多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、球技場、テニスコート等の運動利用等に起因する騒音や照明に対して、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置します。
- ・ 広域的な利用が想定される球技場等のスポーツ施設は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。スポーツ施設や駐車場等の種類、配置、数は決定したものではなく、今後各施設の基本計画や設計において、詳細を検討します。
- ・ 公園利用者へのサービスや公園管理のため、建物（管理棟等）を配置します。
- ・ ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画を検討します。
- ・ 雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画を検討します。
- ・ 対象事業実施区域には、図 2.4.3 に示すとおり、産業廃棄物最終処分場跡地が存在しています。その産業廃棄物最終処分場跡地の上部利用に関して、現在の河川（水路）部分等で一部盛土を行いますが、建物（管理棟等）及び地下構造物（雨水流出抑制施設（雨水調整池））は設置しません。

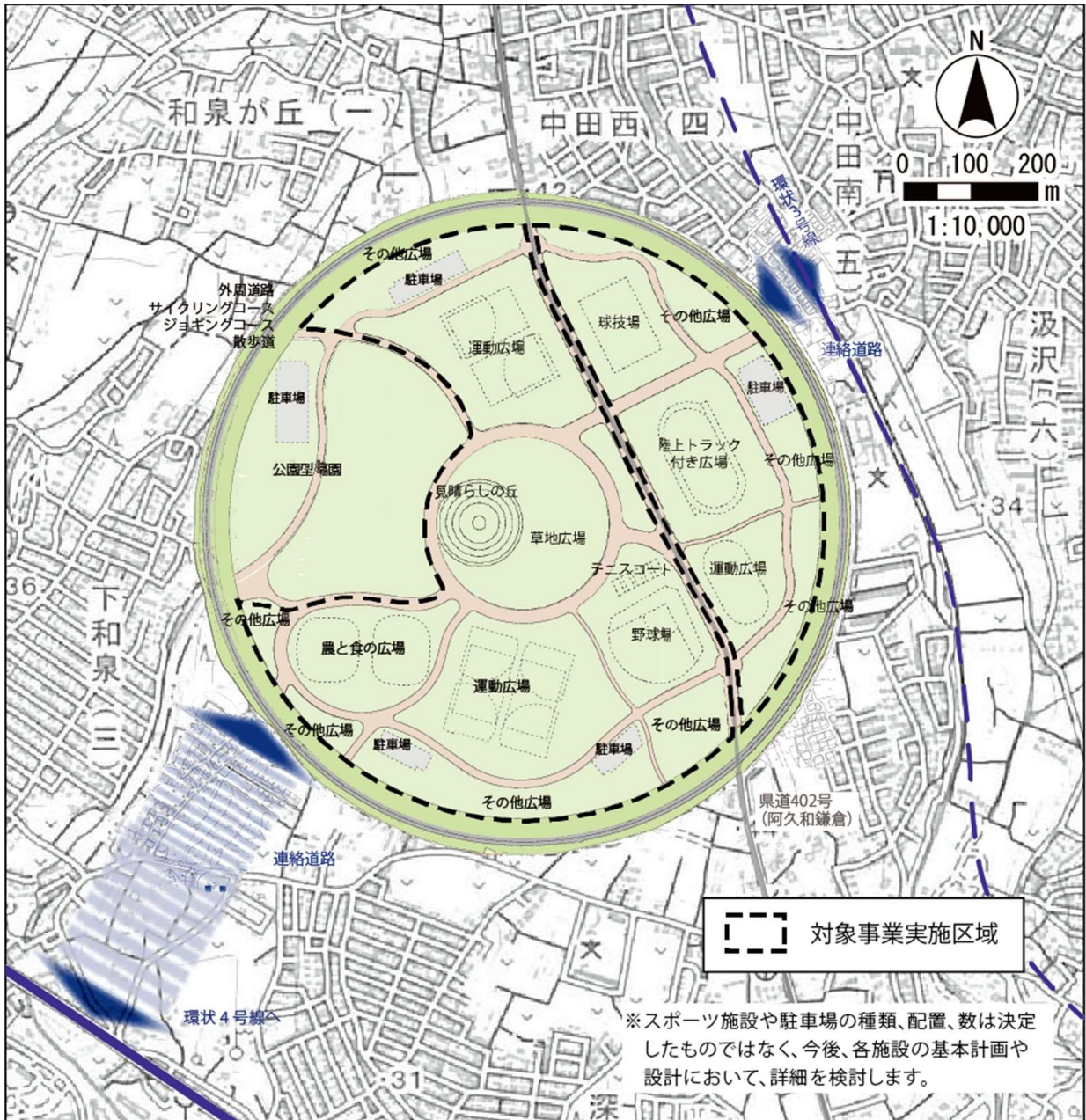
2.4.2 駐車場計画

- ・ 交通集中を回避するため、かつ利用者の利便性を配慮し、広域的な利用を想定しつつ、適切な規模の駐車場を分散して整備します（図 2.4.2 参照）。
- ・ イベント開催時等のピーク時にも対応できる規模とします。
- ・ 駐車場の緑化を検討します。
- ・ 駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討します。



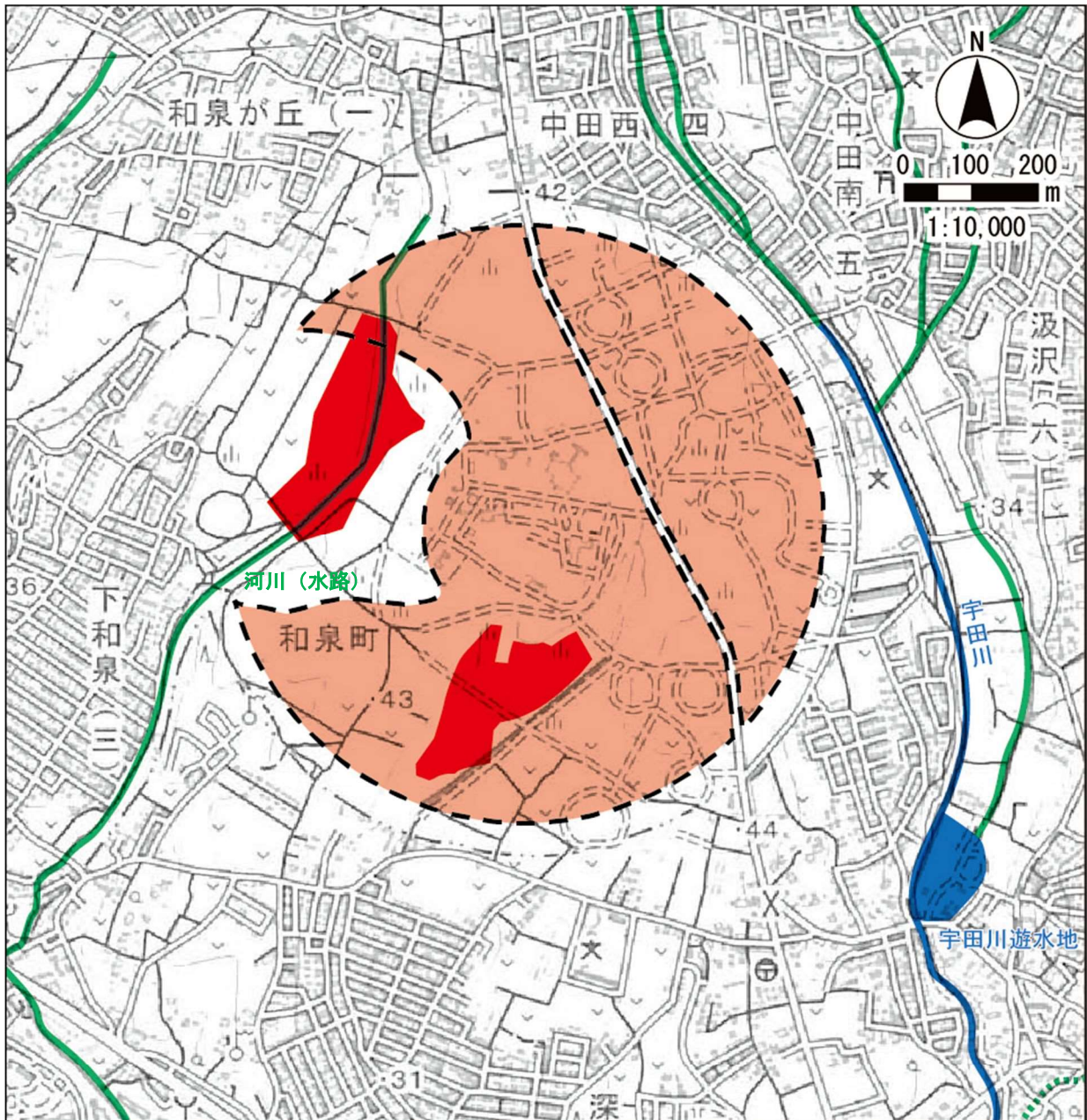
資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.4.1 災害時の跡地利用計画図



資料：「深谷通信所跡地利用基本計画」（横浜市、平成 30 年 2 月）

図 2.4.2 平常時の施設配置計画図

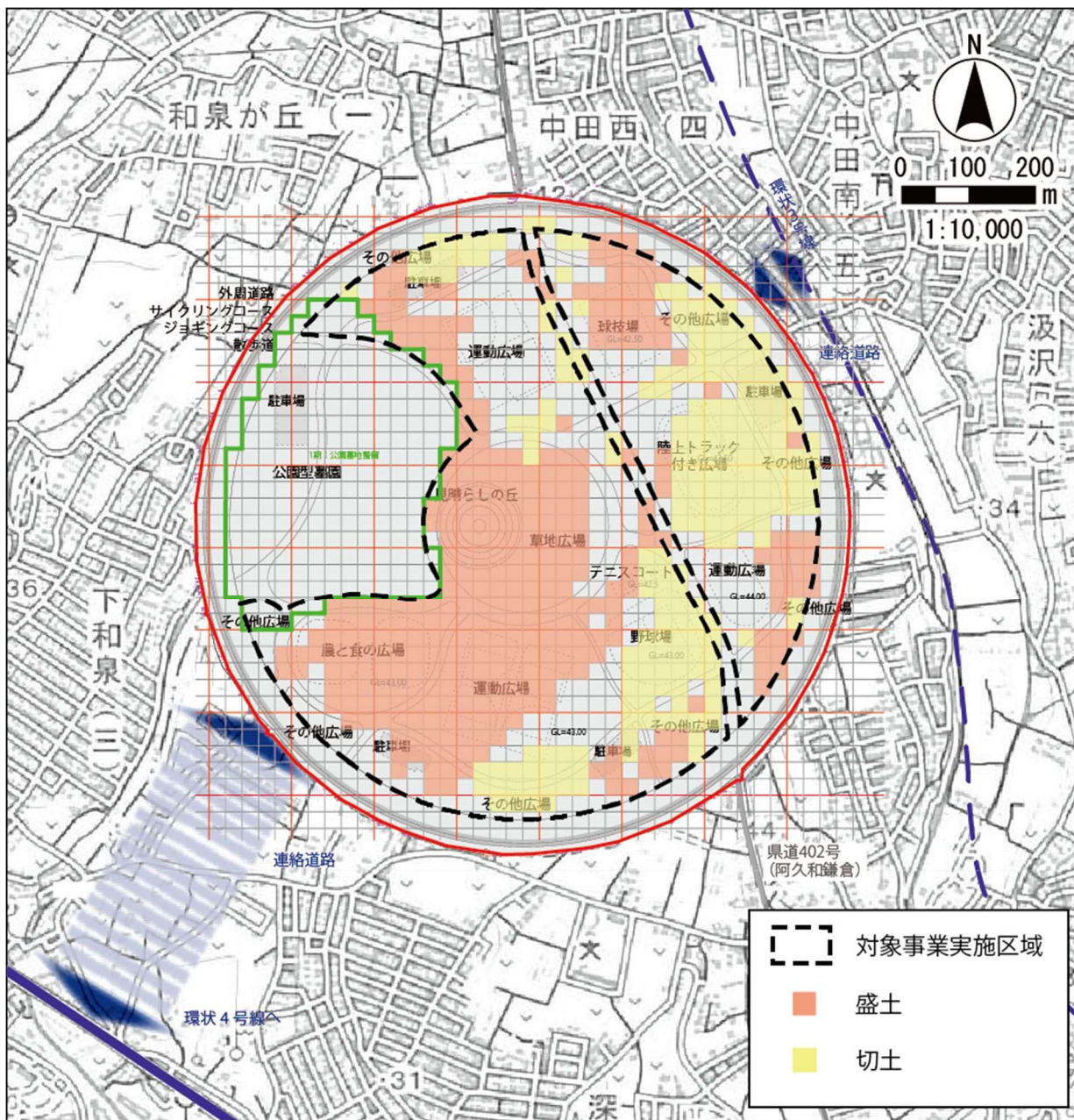


凡 例

- ┌─┐: 対象事業実施区域
- : 盛土もしくは切土もしくは表層敷き均し
- : 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域
- : 二級河川
- : その他河川
- ⋯: 公共下水道

資料：「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託 報告書」
 (横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月)
 「横浜市河川図」(横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月)

図 2.4.3 形質変更区域図



※切土・盛土を行わない箇所についても、整地を行います。

図 2.4.4 切土・盛土の状況

2.4.3 グリーンインフラ

広大な敷地を生かし、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の設置や緑化、駐車場や園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した計画を検討します。

2.4.4 施工計画

1) 工事概要

- ・本事業に当たっては、図 2.4.5 に示すとおり、工事エリアを3つに分けて整備を行い、墓園と一体となるエリアを第1期として整備します。引き続き、県道402号(阿久和鎌倉)を境として、西側のエリアを第2期として整備し、最後に第3期として県道402号(阿久和鎌倉)の東側のエリアを整備します。
- ・工事の概要は、表 2.4.1 に示すとおりです。各工事に先立ち必要な範囲に、防災、安全確保及び環境保全の観点から仮囲いの設置等の仮設工事を行うものとします。
- ・工事計画の策定に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。
- ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
- ・工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
- ・工事の施工中においては、作業の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施します。
- ・工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥等の建設副産物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行います。
- ・解体する既存建物には、アスベスト含有の建材が使用されている可能性があるため、法令に従い適正に処理を行います。
- ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組を推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。
- ・建設発生土は、場内再利用に努めます。
- ・対象事業実施区域は「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されているため、関係機関等と協議を行い、「土壤汚染対策法」に基づき、適切に対応します。なお、平成28年度に行われた土壤汚染調査の詳細な調査結果については、資料編に記載しました（資料編：資料1～5参照）。
- ・本市では、市内の廃棄物の最終処分場跡地における土地利用について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準拠した「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づき、土地の形質の変更について指導が行われます。本事業では、産業廃棄物最終処分場跡地を公園として利用することから、実施に当たっては、関係法令に基づき、適切に対応します。

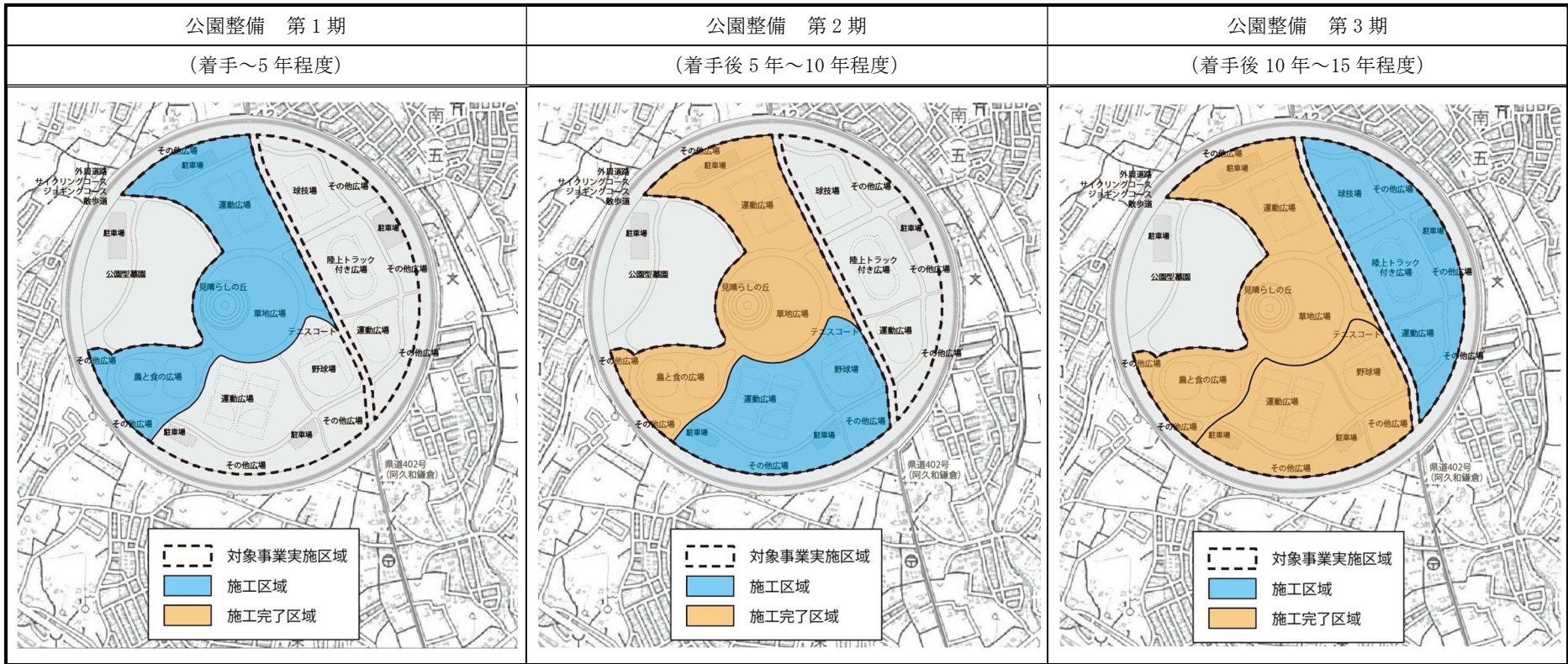


図 2.4.5 施工ステップ図

表 2.4.1 工事概要

工種	主な工事内容	主要建設機械
第1期整備		
準備工、 基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工等	コンクリートブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、クレーン、振動ローラ、トラッククレーン
園路広場工	舗装工、縁石工等	バックホウ、ブルドーザー、ロードローラ、ダンプトラック、トラッククレーン
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、グラウンド整備工（運動広場）等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン、ランマ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、ダンプトラック、トラクター
植栽工	植栽工等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン
建築工	レストハウス、管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、ダンプトラック、ポンプ車
第2期整備		
準備工、 基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工等	コンクリートブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、クレーン、振動ローラ、トラッククレーン
園路広場工	舗装工、縁石工等	バックホウ、ブルドーザー、ロードローラ、ダンプトラック、トラッククレーン
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、グラウンド整備工（運動広場、野球場、テニスコート）等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン、ランマ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、ダンプトラック、トラクター
植栽工	植栽工等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン
建築工	レストハウス、管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、ダンプトラック、ポンプ車
第3期整備		
準備工、 基盤整備工	撤去工、敷地造成工、擁壁工、カルバート工、調整池工等、給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工等	コンクリートブレイカー、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、クレーン、振動ローラ、トラッククレーン
園路広場工	舗装工、縁石工等	バックホウ、ブルドーザー、ロードローラ、ダンプトラック、トラッククレーン
施設整備工	修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、グラウンド整備工（球技場、陸上トラック付広場、運動広場）等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン、ランマ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、ダンプトラック、トラクター
植栽工	植栽工等	バックホウ、クレーン、トラッククレーン
建築工	レストハウス、管理事務所等	バックホウ、ラフテレーンクレーン、ダンプトラック、ポンプ車

2) 工事工程

本事業は、令和5年度の都市計画決定を目指して手続きを進め、手続き終了後5年以内の着工準備期間を経て、工事に着手します。早期に市民利用ができるよう、完成した場所から順次部分供用し、着工後15年程度で全面供用開始を想定しています。工事工程は表2.4.2に示すとおりです。

表 2.4.2 工事工程

工事種別	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
第1期(公園整備)	■	■	■	■	■										
第2期(公園整備)						■	■	■	■	■					
第3期(公園整備)											■	■	■	■	■
準備工	■					■					■				
基盤整備工		■	■				■	■				■	■		
園路広場工				■	■				■	■					■
施設整備工				■	■				■	■					■
植栽工				■	■				■	■					■
建築工				■	■				■	■					■

3) 工事用車両ルート

工事用車両ルートは、図2.4.6に示すルートを予定しています。

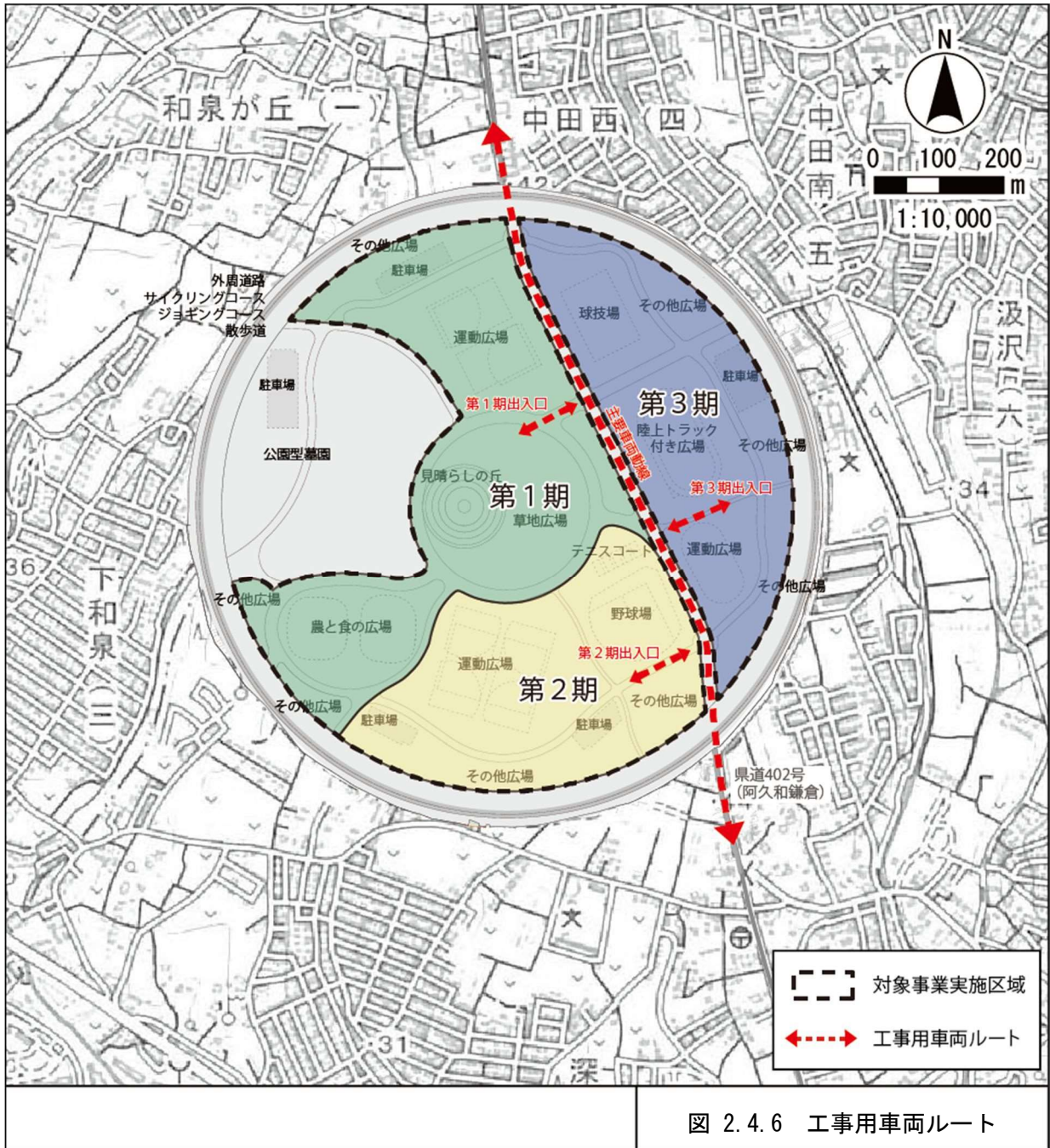
原則として、県道402号(阿久和鎌倉)を出入口としたルート(主要車両動線)を利用します。

4) 工事時間帯

工事の作業時間及び作業休止日は、原則として以下に示すとおりです。

作業時間 午前8時00分から午後6時00分まで

作業休止日 日曜日



2.4.5 地球温暖化対策

- ・本事業は、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、温室効果ガスの抑制に向けた太陽光や風力等の再生可能エネルギーの活用等、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を目指します。
- ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー施設については、墓園事業及び外周道路事業の計画と併せて規模や配置を検討します。
- ・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。再生可能エネルギー施設の設備や、省エネルギー型機器等を導入する際には、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。
- ・工作物については、定期的な点検とメンテナンスを適切に行うことで、長寿命化に努めます。
- ・建設資材や設備等の確保に際して、積極的にグリーン購入を図るとともに、横浜市グリーン電力調達制度に基づく導入に努めます。

2.4.6 生物多様性の保全

- ・本事業は、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、樹林地や広々とした原っぱ、四季折々の草花が楽しめる広場等、多様な環境を創出します。
- ・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努めます。
- ・対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
- ・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変を避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。
- ・ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画を検討します。

2.4.7 緑の保全と創造

- ・本事業は、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、自然豊かな環境づくりを目指します。
- ・対象事業実施区域は、「横浜市景観計画」に定める景観推進地区ではありませんが、同計画が目指す良好な景観の形成に資するよう、対象事業実施区域内の緑化に配慮します。具体的には、建物（管理棟等）周辺、雨水流出抑制施設（雨水調整池）の緑化に配慮した計画を検討します。
- ・対象事業実施区域は、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」や本市の「緑の10大拠点」に指定されている下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置していることから、対象事業実施区域周辺の樹林地等の自然環境を一体的に保全・活用するとともに、拠点となる公園の整備や、幹線道路の街路樹の軸により、水と緑の回廊の形成を目指しています。そこで、墓園事業及び外周道路事業の計画と連携しながら、それらに配慮した計画とします。
- ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。

2.5 事業計画を立案した経緯

2.5.1 深谷通信所跡地の利用検討の経緯

これまでの深谷通信所跡地の利用検討の経緯は、以下のとおりです。

平成 16 年に返還方針が合意されてから、「米軍施設返還跡地利用指針」（横浜市、平成 18 年 6 月）や「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」（平成 23 年 3 月改訂）を策定し、跡地利用の方向性について検討してきました。平成 25 年 3 月には地元である泉区深谷通信所返還対策協議会（平成 22 年発足）から深谷通信所跡地利用計画案、戸塚区から区民意見が提出され、求める施設や機能等の要望が示されました。その後も泉区深谷通信所返還対策協議会及び戸塚区深谷通信所返還対策協議会（平成 26 年発足）において、跡地利用に関する検討を行ってきました。平成 26 年 6 月には、深谷通信所が米軍から国に返還され、「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」（横浜市、平成 26 年 9 月）を公表し、「深谷通信所跡地利用基本計画」（平成 30 年 2 月）をまとめました。

表 2.5.1 検討経緯と内容

年月	検討内容等
平成 16 年 10 月	日米合同委員会における返還の方針の合意
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針」策定
平成 19 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」策定
平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月	深谷通信所提案公募事業（アイデアコンペ）
平成 23 年 3 月	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」改定
平成 25 年 3 月	泉区深谷通信所返還対策協議会から計画案、戸塚区から区民意見の提出
平成 26 年 6 月	返還
平成 26 年 9 月	「旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方」公表
平成 30 年 2 月	「深谷通信所跡地利用基本計画」策定

2.5.2 環境配慮検討の経緯

1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、公園事業の区域としました。県道 402 号（阿久和鎌倉）は、「かまくらみち」という歴史的な経緯や地元との協議により、現道のまま残すこととしました。そのため、配慮書では、県道 402 号（阿久和鎌倉）を事業計画区域の範囲に含んでいましたが、方法書では、対象事業実施区域から除くこととしました。なお、墓園や外周道路とは一体的な整備を行いますが、墓園事業とは供用開始時期が異なるため、公園事業単独の区域としました（表 2.3.1 P2-17 参照）。

なお、現段階でも設計の検討を進めており、環境影響評価準備書（以下、「準備書」といいます。）段階で変更する可能性はありますが、産業廃棄物最終処分場跡地の上部には、建物を配置しない計画で進めます。

2) 施設規模、構造の検討

施設規模、構造の検討に当たっては、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、適切な規模の駐車場を分散して整備することとし、ヒートアイランド現象の抑制策の保水性舗装や遮熱性舗装等の採用の検討、光害対策の照明計画の検討及び廃棄物発生量の低減等、環境負荷を最小限とする計画とし、今後詳細を検討します。駐車場の規模は、イベント開催時等にも対応できる規模とします。雨水の有効利用については、トイレ洗浄水等への利用等の可能性について検討します。

本事業においては、配慮書以降、配慮市長意見書、環境情報提供書及び横浜市環境影響評価審査会（以下、「審査会」といいます。）の意見を踏まえ、新たに以下の環境配慮の内容等を追加しました。

- ・対象事業実施区域内の緑地を基本的にはすべてを改変する計画を予定している中で、緑地計画としては、草地環境については再生を中心とすること、既存樹木は移植を検討すること、新たに植栽する樹種については郷土種を中心とした良好な維持管理が可能となる樹種を選定するほか、建物や駐車場等も含めた積極的な緑化を実施すること等とし、今後具体的に検討していきます。また、自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域内外の生態系にも配慮するよう努めます。
- ・自然環境調査の結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の樹林地等に合わせたまとまりや連続性のある緑地、貴重な動植物の営巣及び生育地等の保全を考慮し、分断、改変をできる限り避けるように検討するとともに、対象事業実施区域内の新たな緑地等の創出を検討します。
- ・災害時における電力を確保するための蓄電池の導入等の防災機能の充実に努めます。
- ・現在の河川（水路）は埋め立てる計画ですが、同じ場所に有孔管で暗渠排水を設ける等、地下水の水位変動ができる限り少なくなる対策を検討します。なお、河川（水路）は、埋め立てる前に切り回される計画とされています。
- ・ビオトープや野鳥観察池等を配置する場合は、生き物と人との距離を確保するように配慮した計画とされています。
- ・対象事業実施区域内の施設の施工、改修に当たっては、長寿命化に努めます。

3) 環境影響回避・低減の検討

環境影響回避・低減の検討に当たっては、周辺地域の景観との調和に配慮して緑化等を検討するとともに、多くの人が集まる可能性がある駐車場や野球場、サッカーやラグビーの球技場、テニスコート等の施設については、騒音や光害の対策として周辺の住宅地から十分な離隔を確保するため、周辺地域から離れた深谷通信所跡地のやや中央寄りに配置することとします。

本事業においては、配慮書以降、配慮市長意見書、環境情報提供書及び審査会の意見を踏まえ、新たに以下の環境配慮の内容等を追加しました。

- ・工事の実施の際には、歩行者や利用者等の安全が確保出来るよう、安全な工法等を採用した施工計画を策定します。また、工事区域への仮囲いの設置や誘導員の配置等により、歩行者や利用者等の安全及び円滑な通行・利用の確保に配慮します。
- ・工区設定の際には、利用者の安全が確保出来るよう、施工計画において配慮します。また、施工中は対象事業実施区域内では、工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保します。
- ・公共交通機関の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を検討します。